

副 本

平成25年(ワ)第9521号、第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号、平成28年(ワ)第2098号、第7630号

損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(38)

(中間指針第五次追補の策定を踏まえた損害論に関する主張の整理)

令和5年3月8日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



目 次

第1	はじめに	3
第2	中間指針第五次追補策定の経緯	3
第3	中間指針第五次追補の概要	5
1	過酷避難状況による精神的損害	5
2	避難費用及び日常生活阻害慰謝料	6
3	生活基盤喪失・変容による精神的損害	7
4	相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害	9
5	精神的損害の増額事由	10
6	自主的避難等対象者のうち、子供及び妊婦以外の者の自主的避難等に係る損害	11
7	避難指示等対象区域内の住民が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の自主的避難等に係る損害	13
第4	中間指針第五次追補を踏まえた被告東京電力による裁判外賠償	14
第5	中間指針第五次追補の策定を受けた被告東京電力の主張について	17
1	中間指針第五次追補の意義	17
2	本件訴訟の原告らの損害が個々に判断されるべきであることについて ...	20

第1 はじめに

本準備書面は、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）が、令和4年12月20日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下「中間指針第五次追補」という。乙D共619）を策定、公表したことを踏まえて、これを踏まえた被告東京電力の損害論に関する主張を改めて整理して主張するものである。

第2 中間指針第五次追補策定の経緯

- 1 本件訴訟においてもこれまで主張してきたとおり、被告東京電力においては、本件事故による原子力損害の賠償について、審査会が策定した中間指針等（中間指針（乙D共1）、中間指針追補（乙D共3）、中間指針第二次追補（乙D共5）、中間指針第三次追補、中間指針第四次追補（乙D共7））及びこれを踏まえて策定した自主賠償基準に基づいて、裁判外の賠償を実施してきた。

そのような中で、各地で提起された訴訟も進行し、令和4年3月には、最高裁判所の不受理決定により、本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決が確定したこと¹を契機として、審査会において、中間指針等の見直しの要否の検討が行われることとなり、まずは、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第4条に基づき専門委員²が任命され、確定済み各判決の調査・分析

¹ 仙台高判令和2年3月12日（いわき訴訟）、東京高判令和2年3月17日（小高訴訟）、仙台高判令和2年9月30日（生業訴訟）、東京高判令和3年1月21日（前橋訴訟）、仙台高判令和3年1月26日（中通り訴訟）、東京高判令和3年2月19日（千葉訴訟）、高松高判令和3年9月29日（松山訴訟）。本準備書面において、以下、これらの7件の確定判決を「確定判決」という。

² 大塚直氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）、米村滋人氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、青野洋士氏（公証人）、日下部真治氏（弁護士）、末石倫大氏（弁護士）。

がなされた上で、令和4年11月10日に開催された第59回審査会において、その最終報告（乙D共620、「審59資料1」）が提出された。これを受けて、審査会においては、第59回審査会以降、第63回審査会に至るまで審議を行い³、令和4年12月20日の第63回審査会の審議により中間指針第五次追補を策定するに至ったものである（第59回審査会から第63回審査会までの各審査会の議事録は乙D共621～乙D共625参照）。

- 2 このように、中間指針第五次追補は、集団訴訟の確定判決の内容を踏まえて、中間指針等の指針を見直したものであり、指針の副題も「集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて」とされている。

具体的には、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、精神的損害の増額事由及び自主的避難等の損害について、指針の見直しを行ったものとなっている。

以下、その概要を述べる⁴。

³ 中間指針等の見直しに向けての審議の経過としては、第56回（令和4年4月27日：専門委員を任命することの決定等）、第57回（令和4年8月8日：専門委員による判決等の調査・分析の状況についての報告等）、第58回（令和4年9月26日：専門委員による判決等の調査・分析に関する中間報告の実施等）、第59回（令和4年11月10日：専門委員による判決等の調査・分析に関する最終報告の実施、中間指針等見直しの要否に関する論点の検討等）、第60回（令和4年11月28日：中間指針等見直しの要否に関する検討）、第61回（令和4年12月5日：中間指針等見直しの要否に関する検討）、第62回（令和4年12月12日：中間指針第五次追補（素案）の審議等）、第63回（令和4年12月20日：中間指針第五次追補（案）の審議等）となっている。

⁴ 本件訴訟の原告らの避難指示等区分は、帰還困難区域1世帯、旧居住制限区域1世帯、旧避難指示解除準備区域2世帯、旧緊急時避難準備区域5世帯、南相馬市要請区域3世帯、自主的避難等対象区域62世帯、区域外13世帯（うち、県南1世帯）となっている。

第3 中間指針第五次追補の概要

1 過酷避難状況による精神的損害

(1) 本件事故発生時に避難区域（本件原発から半径20キロメートル圏内又は福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内）におり、避難等を余儀なくされた者を対象として、本件事故発生から6か月（第1期、中間指針第3、6参照）を対象期間として、本件原発から半径20キロメートル圏内又は福島第二原子力発電所から半径8キロメートル圏内の区域については一人30万円、福島第二原子力発電所から半径8～10キロメートル圏内でかつ本件原発から半径20キロメートル圏内に含まれない区域については一人15万円を追加で賠償されるべき損害の目安額とした（以下「過酷避難慰謝料」ということがある。）。）。。

(2) 上記指針の目安額の策定に当たっては、本件事故直後に、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な避難を強いられたこと、放射線関連の情報が不足している中で被ばくの不安を抱きながら避難をしたこと、避難後早くても2か月間は一時立入りも認められなかったこと等により避難の過酷さが増したと考えられること等が勘案されている（中間指針第五次追補「第2」の「1 過酷避難状況による精神的損害」の「損害項目」の備考1参照、乙D共619・6頁）。

他方で、過酷避難状況による精神的苦痛は、第1期において賠償すべきものとされている日常生活阻害慰謝料（一人月10万円）の対象となる精神的苦痛と同時に生じるものといえ、また、過酷避難状況による精神的苦痛は避難生活の基盤が整備されるに伴い次第に縮減する面があると考えられること、一時立入り制限による精神的苦痛は、過酷避難状況による精神的苦痛であるとともに、正常な日常生活の維持・継続が阻害されたことによる精神的苦痛であるともいえることからすると、両者は内容的にも重なり合う性質を有するものであり、別個の損害項目とはせずに、中間指針等に基づく精神的損害

の考慮要素として、上記金額を加算するとの考え方が示されている（同備考2参照、乙D共619・8頁）。

2 避難費用及び日常生活阻害慰謝料⁵

帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）について、避難費用及び日常生活阻害慰謝料を合算した損害額の目安を、居住制限区域や避難指示解除準備区域の精神的損害が避難指示の解除時期を問わず平成30年3月末までの85か月間（合計850万円）とされていること等を踏まえて、850万円と定めた。

これは、従前は、第1期及び第2期（第1期終了から避難指示区域見直しの時点まで。中間指針第二次追補第2、1（1）指針I、乙D共5・3頁）における賠償期間である平成23年3月から平成24年5月までの15か月間（合計150万円）と中間指針第二次追補で定められた第3期（第2期終了以後の時期）における平成29年5月末までの60か月間（合計600万円）の賠償額の合計750万円（これに加えて中間指針第四次追補に基づく避難が長期化する場合の慰謝料額として700万円が支払われ、総額1450万円の慰謝料額を賠償していたものである。）とされていたところを、平成30年3月末までの85か月間として改めたものである（下記の「生活基盤喪失による精神的損害」と合算した慰謝料額は一人1550万円となり、総額で100万円の増額となる。）。

他方で、帰還困難区域等を除く各区域に係る日常生活阻害慰謝料の額である、

⁵ 中間指針における一人10万円の日常生活阻害慰謝料の月額、避難費用のうち生活費の増加費用も考慮の上で一括して算定された額となっている（中間指針（乙D共1）の17～18頁参照）。以下同じ。

旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域につき一人８５０万円、旧緊急時避難準備区域について一人１８０万円については、いずれも変更がない。

また、日常生活阻害慰謝料については、その賠償終期が指針上明記され、帰還困難区域等・旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域についてはいずれも平成３０年３月末とされた。また、旧緊急時避難準備区域については、従前と変更なく、平成２４年８月末をもって賠償終期とされている。

３ 生活基盤喪失・変容による精神的損害

(１) 生活基盤喪失・変容による精神的損害として、下記の各金額を賠償されるべき損害の目安額とした。

① 帰還困難区域等

生活基盤喪失による精神的損害として一人７００万円^６

② 旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域

生活基盤変容による精神的損害として一人２５０万円

③ 旧緊急時避難準備区域

生活基盤変容による精神的損害として一人５０万円

(２) 生活基盤喪失・変容による精神的損害に関し、中間指針第五次追補は以下のような点を踏まえて損害の目安額を示している（中間指針第五次追補「第２」の「２ 避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害」の指針Ⅰ及び備考参照、乙Ｄ共６１９・９～１８頁）。

すなわち、「生活基盤」とは、「被害者にとっての本件事故前の生活の基盤を指し、人的関係や自然環境なども包摂する経済的・社会的・文化的・自

^６ 帰還困難区域等に関しては、中間指針第四次追補が「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対する一括賠償として７００万円を認めており、実質的な変更は生じていない。

然的環境全般を意味するもの」であり、「ハード面のインフラに尽きるものではない」く、本件事故に係る確定済みの判決のうち一部の判決が認定する「故郷の喪失又は変容」における「故郷」と同義（あるいは生活基盤を被害者の側から捉えたものが「故郷」）であると位置付けられている。

その上で、「生活基盤の喪失による精神的損害」とは「生活基盤が本件事故前の状況から著しく毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害」、「生活基盤の変容による精神的損害」とは「生活基盤が本件事故前の状況からかなりの程度毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害」をそれぞれ意味するものとされている。

帰還困難区域等に関しては、中間指針第五次追補に先立って中間指針第四次追補が「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対する一括賠償として1000万円を定めているところ（中間指針第四次追補「第2」の「1 避難費用及び精神的損害」の指針I及び備考1参照）、中間指針第五次追補は、そのうち700万円が「生活基盤喪失による精神的損害」と位置付けている（以下「生活基盤喪失慰謝料」ということがある。）⁷。

これに対し、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域に関しては、中間指針第五次追補が新たに「生活基盤変容による精神的損害」の損害額の目安を定めた（以下「生活基盤変容慰謝料」ということがある。）。これらの区域においては、「長期間に及ぶ避難指示により、本件事故前に当該地域に存在した生活基盤が大きく変容しており、平成29

⁷ 中間指針第四次追補における700万円の一括賠償の趣旨は、「実質的には、生活基盤が本件事故前の状況から著しく毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害を賠償するものと同義」であり、「帰還困難区域等における生活基盤喪失による精神的損害を賠償する性質のものであるといえる」としている（中間指針第五次追補「第2」の2の備考7）。

年4月までに全ての避難指示が解除され、物理的インフラの復旧も進み、実際にある程度の住民が帰還するなどして一定の復興を遂げている地域があるものの、その一方で長期間に及ぶ避難指示の期間中に帰還を断念し本拠を別の地へ移した者や、未だに帰還の決断ができない者も相当数存在したことも認められ、本件事故前の状況からかなりの程度毀損された生活基盤が事故前の状況に戻る見通しは立っておらず、このような変容した生活基盤を受け容れざるを得ない状況にあることが認められる」ことを、「生活基盤変容による精神的損害」を認める理由として挙げている。

また、旧緊急時避難準備区域に関しては、「本件事故発生から約6ヶ月後に指示が全て解除され、避難を実施せずに滞在を続けた居住者も相当数あることから、避難指示区域とは異なり、一定の地域社会が残っていたと考えられるものの、解除後も生活基盤の回復に一定程度の期間を要し、多数の住民の帰還が相当程度の期間できなかったことも認められる」ことを、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に準じて「生活基盤変容による精神的損害」を認める理由として挙げている。

4 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害

- (1) 本件事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に住居があった者を対象として、平成23年12月末までの間を対象期間として、子供及び妊婦につき一人60万円、それ以外の者につき一人30万円を追加で賠償すべき損害の目安額とした(以下「相当線量地域滞在慰謝料」ということがある。)
- (2) 中間指針第五次追補は、「避難指示等の基準(本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれ)の裏付けとなる線量が測定されたことにより、後に政府が避難指示等を出した場所に一定期間以上滞在した者については、その滞在期間中、生活環境が健康に及ぼす影響に

ついて安心できる生活空間を享受する利益を侵害された」と捉えた上で、「安心できる生活空間を享受する利益の侵害により生ずる健康不安は、その性質上、対象区域から避難することにより直ちに解消されるものではなく、避難実行後も引き続き存続すると考えられ」、そのような健康不安は平成23年12月に福島県「県民健康管理調査」の結果が公表されるまでの間は存続したと考えられるとして、これらの事情が上記指針の目安額の策定において勘案されている（中間指針第五次追補「第2」の「3 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」の「損害項目」の指針Ⅰ及び備考1、3参照）。

なお、この慰謝料については、確定判決にこれを損害項目として認めるものはないものの、本件訴訟と同種の集団訴訟における下級審裁判例（被ばく不安慰謝料として一人30万円）及びADR実務に基づくものとして指針に取り入れられたとされている（乙D共625・25～26頁（内田貴会長発言））。

また、従前の賠償において、避難後に自主的避難等対象区域内に滞在したことにより、自主的避難等対象者に準ずるものとして既に賠償されたものがあれば、この賠償額からは控除することが相当であるとされている⁸（乙D共619・23頁）。

5 精神的損害の増額事由

以上に加えて、要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること等の一定の個別事情があり、かつ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、日常生活阻害慰謝料を増額するものと定められた（乙D

⁸ 被告東京電力においては、従前、自主的避難等に係る損害として、子供及び妊婦に対する40万円、子供及び妊婦以外の者に対する8万円の賠償を行っている（乙D共3）。

共619・23～31頁）。

なお、中間指針第五次追補における精神的損害の増額事由についての規定は、本件事故に関する確定判決の内容を踏まえてなされた見直しではなく、ADRセンターが個別のADR事案について和解仲介をする中で策定した総括基準（平成24年2月14日付け「総括基準（精神的損害の増額事由等について）」）の内容が直接請求手続を通じた賠償に適用されることによって、ADRによらずとも賠償が促進されることを期待して指針上追加されたものである（中間指針第五次追補「第2」の「4 精神的損害の増額事由」の備考1参照、乙D共619・25頁）。

これらの増額事由については、被害者の方々の個々の事情を踏まえて個別に検討する必要がある項目であり、被告東京電力においても、今後賠償の考え方を整理していく予定である。

6 自主的避難等対象者のうち、子供及び妊婦以外の者の自主的避難等に係る損害

- （1）本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者のうち、子供及び妊婦以外の者について、生活費の増加費用、精神的損害及び移動費用（自主的避難をした場合）を合算した額として、賠償されるべき損害額を目安額を一人20万円と改め、中間指針第一次追補を踏まえてかかる損害について子供及び妊婦以外の者に対して既に支払われている12万円の賠償金⁹については当該20万円から控除することができるものとされた（乙D共619・35～40頁）。

なお、子供及び妊婦の自主的避難等対象者については、中間指針第五次追

⁹ 中間指針第五次追補「第3」の「損害項目」の指針Ⅲ、「中間指針第五次追補に関するQ&A集」（乙D共626）の間33参照。

補による賠償額の変更はない。

- (2) 上記指針の目安額の策定に当たっては、自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った者においては生活費の増加費用や移動費用が生じ、併せて一定の精神的苦痛が生じたと考えられること、滞在者においては放射線被ばくへの恐怖や不安やこれに伴う行動に自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛が生じ、併せてそれらの不安等により生活費の増加費用も生じている場合があると考えられること等が勘案されている（中間指針第五次追補「第3」の「損害項目」の備考1参照）。

その上で、「第一次追補策定時においては、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができるとした。しかしながら、確定判決を踏まえ、子供及び妊婦以外の者についても、放射線被曝への恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって生ずる相当程度の複合的な恐怖や不安を抱いたことには相当な理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面があるとの判断に至った」として、「残存する後続事故に対する不安は、平成23年12月16日に政府が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故そのものの収束を宣言したことにより概ね解消されたと認められることから、本件事故発生から平成23年12月末までを、自主的避難等対象者の属性を問わず、賠償の対象期間として算定することが妥当と判断した」としている（乙D共619・38～39頁）。この結果として、従前は、中間指針追補に基づき、本件事故発生当初の時期（概ね平成23年4月22日頃まで）を対象として子供及び妊婦以外の者に対しては8万円とされていた損害額の目安が20万円に改められた。

被告東京電力は、従前この8万円に加えて、自主賠償基準に基づき生活費増加分等の実費の追加的費用として4万円を付加して支払うこととして、合計12万円を裁判外で支払ってきたところ、今回の中間指針第五次追補に基づく20万円の損害額については、「本指針策定時において、I)に示す損害で既に賠償されたものがあれば、第一次追補で示した目安の8万円を含め、控除することができる」とされている(乙D共619・36頁)ことも踏まえ、12万円が既に支払われている子供及び妊婦以外の自主的避難等対象者に対しては、追加で8万円が支払われることとなる。

7 避難指示等対象区域内の住民が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の自主的避難等に係る損害

本件事故発生当時に、避難指示等対象区域内に生活の本拠としての住居のあった者が、自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、従前は、中間指針追補において、子供及び妊婦については自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象となるとの指針が定められていた(乙D共3・4頁参照)。中間指針第五次追補においては、自主的避難等対象区域の子供及び妊婦以外の者の損害が平成23年12月末までを対象とすることとされたことに伴い、中間指針において精神的損害の賠償対象¹⁰とされていない期間(旧緊急時避難準備区域についていえば、平成23年4月22日の指定以降、同区域から避難せずに滞在した期間や、同区域の指定解除後に帰還した後の期間)についても、自主的避難等対象者に対する自主的避難等に係る損害の金額がそれぞれ子供及び妊婦又はそれ以外のそれぞれの対象期間に応じた目安であることを勘案した額を損害額の目安とすることとされ、また、自主的避難等対象区域内に避難し

¹⁰ 中間指針上、日常生活阻害慰謝料は避難者に認められる損害であり、避難をしていない期間は対象とされていない。

て滞在した場合には、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人20万円との賠償額の目安が明記され、また、その他の者については一人10万円を目安として、本指針の対象となる期間に応じて賠償の対象となるものとされた。

第4 中間指針第五次追補を踏まえた被告東京電力による裁判外賠償

以上のとおりの中間指針第五次追補の策定を受けて、被告東京電力においては、これを踏まえた裁判外での直接請求手続を通じた賠償を行う方針であり、令和5年1月31日に「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」（乙D共627）を公表した。

その内容は、上記でみた中間指針第五次追補の指針の内容に即したものとなっているが、同追補の目安額を超える金額を認めたもの及び同指針に記載がない中で自主賠償基準として賠償を行うものもある。

また、「精神的損害の増額事由」については、被害者の方々個々の事情に基づいて、賠償期間や賠償額が定まるものであり、避難指示区分等によって一律の賠償額が定まるものではないため、今後、個別の事情を確認しながら、直接請求手続による賠償を進めていくことを想定しており、被告東京電力においても、今後賠償の考え方を整理していく予定である。

そこで、以下では、避難指示区分等に従って類型的に賠償額が定まる賠償基準について、中間指針第五次追補を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づく精神的損害等の裁判外賠償の全体像について、変更点に留意して整理して主張する。

【避難指示区分等による裁判外での精神的損害等の賠償額】

① 帰還困難区域等

一人1580万円（中間指針第五次追補前公表賠償額 1450万円）

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 850 万円 (増額)、過酷避難慰謝料 30 万円 (追加)、生活基盤喪失慰謝料 700 万円 (変更なし)。

ただし、計画的避難区域の指定を経て帰還困難区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料 850 万円、相当線量地域滞在慰謝料 30 万円、生活基盤喪失慰謝料 700 万円、合計 1580 万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料 850 万円、相当線量地域滞在慰謝料 60 万円、生活基盤喪失慰謝料 700 万円となり、一人 1610 万円となる。

② 旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域

一人 1130 万円 (中間指針第五次追補前公表賠償額 850 万円)

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 850 万円 (変更なし)、過酷避難慰謝料 30 万円 (追加)、生活基盤変容慰謝料 250 万円 (追加)。

ただし、計画的避難区域の指定を経て居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料 850 万円、相当線量地域滞在慰謝料 30 万円、生活基盤変容慰謝料 250 万円、合計 1130 万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料 850 万円、相当線量地域滞在慰謝料 60 万円、生活基盤変容慰謝料 250 万円となり、一人 1160 万円となる。

③ 旧緊急時避難準備区域

一人 230 万円 (中間指針第五次追補前公表賠償額 180 万円)

(内訳) 日常生活阻害慰謝料 180 万円 (変更なし)、生活基盤変容慰謝料 50 万円 (追加)。

④ 旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域内 (中間指針第五次追補には指針な

し)

ア 子供及び妊婦以外の者

一人 90 万円（中間指針第五次追補前公表賠償額 70 万円）

（内訳）日常生活阻害慰謝料 70 万円（変更なし）、自主的避難等に係る損害 20 万円¹¹（追加）（乙D 共 627・3 頁）

イ 子供及び妊婦

一人 122 万円（変更なし）¹²。

⑤ 自主的避難等対象区域

ア 子供及び妊婦以外の者

一人 20 万円（中間指針第五次追補前公表賠償額 12 万円（指針上は 8 万円、自主賠償額として 4 万円を付加））

（内訳）自主的避難等に係る損害 20 万円（増額改定）

イ 子供及び妊婦

一人 72 万円（変更なし）

⑥ 避難指示等対象区域¹²内（ただし、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く¹³。）の住民が平成 23 年 4 月 23 日から同年 12 月 31 日までの間に避難等対象区域内又は自主的避難等対象区域内に避難又は滞在した期間の自主的避難等に係る損害

ア 子供及び妊婦以外の者

¹¹ 「自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」（2012 年 12 月 5 日、乙D 共 37）により、子供及び妊婦以外の者に対して追加的費用の賠償金 4 万円を支払っている場合には、これを控除して残額を支払う。（乙D 共 627・3 頁）

¹² 子供及び妊婦に対しては、従前より、70 万円の日常生活阻害慰謝料に加えて、平成 23 年 4 月 23 日から平成 24 年 8 月 31 日までを対象期間として 52 万円（合計 122 万円）を支払済みであり、今回の指針改定に伴う追加賠償はない。

一人20万円（指針上は前記第3、7のとおり10万円であるが、自主的に10万円を上乗せして賠償）（中間指針第五次追補前公表賠償額 追加的費用として4万円）

イ 子供及び妊婦

一人48万円（変更なし）¹⁴。

⑦ 福島県県南地域又は宮城県丸森町における自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補には指針なし。被告東京電力による自主賠償。）

ア 子供及び妊婦以外の者

一人10万円（乙D共627・3～4頁）（中間指針第五次追補前公表賠償額 追加的費用4万円）

イ 子供及び妊婦

一人28万円（変更なし）¹⁵。

第5 中間指針第五次追補の策定を受けた被告東京電力の主張について

1 中間指針第五次追補の意義

中間指針第五次追補は、その副題にもあるとおり、これまでの7件の確定判決の分析を踏まえて指針を見直したものであり、そのベースには先行する集団訴訟の判決の考え方がある。確かに、これらの確定判決においては、損害認定のありようや認容額についてもそれぞれに相違があり、必ずしも一律の考え方が示されているものではないが、そのような中でも、審査会はこのような判決の分析を通じて、「多数の被害者に共通する一定の損害類型」を示し、裁判外での自主的紛争解決の規範としての中間指針について、「裁判上の判断実例を取り入れた上で見直した」と評価できる。

その上で、中間指針第五次追補を含む中間指針等は、「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）として定められたも

のであり、裁判外での自主的紛争解決のための規範として機能することが期待されているものであって、そのような「一般的な指針」としての位置付け・性質に鑑みれば、中間指針等が示す賠償額の目安は、一般的に生じた被害として類型的に把握される要素については網羅的に評価の上で定められたものと評価できる。

そして、本来、精神的損害のありようや大小は個々の被害者ごとの事情の相違等によって幅があり得るところ、第60回及び第61回審査会における以下の内田貴会長発言にも示されているとおり、そのような幅のあり得る精神的損害の範囲について、被害者の中の最低限の水準を基準にするというのではなく、あるカテゴリーの被害者に共通していると考えられる損害について最も合理的と考えられる水準を指針として定めたものと考えられるのであり、個別事情によって多い人もいれば少ない人もいるということを前提としつつ、共通的な損害の観点から、指針が定められていると考えられる。

【第60回審査会議事録より抜粋】（乙D共622・10頁、下線は引用者による。）

明石委員：明石でございます。私は専門家ではないので、1点お伺いしたいんですが、人によってかなり差があるということで、何を目安としてということがあるんですが、こういう場合は、一般的に、あまり過酷状況がひどくない人、それから、最もひどい人の、例えば平均値とか中間を取るんでしょうか。それとも、決めることができない場合は、一番ひどい場合、いわゆる我々の放射線分野で言うと、保守的にとか安全側にとという言葉で大きい数字を取ることがあるんですが、この場合はどういう考え方をするのか御教示いただけたらと思います。

内田会長：ここでの考え方は恐らく、最大公約数的といいますか、人によって様々な違いがあるわけですが、全員に共通して定型的に認められるのはこのぐらいであるという額を出すという趣旨であろうと思います。

ただ、例外的にももちろん、それよりも少ないという方がいるかもしれませんが、けれども、その場合に、少ない方に合わせるというのではなく、最も平均的な、共通している部分を賠償額として示すというのがこれまでの指針の考え方であったと思います。

ですから、最大公約数という言い方がいいのかどうか分かりませんが、最も共通して生じていると思われるレンジの額を提示する。それよりも、個別事情によって多い方については、ADRで個別の証明をして、加算するということもあり得るという趣旨であろうと思います。

明石委員：分かりました。ありがとうございます。

内田会長：はい。これまでの中間指針の考え方そのものは変わっていないという趣旨であろうと思います。

【第61回審査会議事録より抜粋】（乙D共623・44～45頁、下線は引用者による。）

内田会長：もともと、指針というのは必ずしも最低限という趣旨ではなくて、あるカテゴリーの被害者に共通に生じている損害について、もし裁判をすれば大体どのくらいの額が認容されるであろうかというところ、つまり最も合理的に算定した場合に共通して認容されるであろう額を示して、それを賠償の指針にするという趣旨で当初はつくられておりました。そうすると、その額よりも多い方、個別事情によって多い方もいれば少ない方も現実にはいるわけですが、しかし、少ない方について額を減らすということはしませんので、そうすると結果的には、あたかも最低限であるかのように機能する。個別事情に応じて増やす方向でのみ修正がされるということになりますけど、しかし、必ずしも生じている損害の中で最低の部分を取っているというわけではなくて、共通して生じている損害を合理的に算定すればどうなるかというところの基準を示そうとしたものであると理解しております。

以上のとおりの内田貴会長発言からも窺われる中間指針等の精神的損害の指針額の性格を踏まえ、これらが「最低限」の賠償水準を定めた指針ではなく、むしろ、今回の中間指針第五次追補は確定判決等を踏まえて見直しが行われたものであり、これまでの司法判断の成果が取り入れられたものであること、過酷避難慰謝料や生活基盤変容慰謝料を認め、自主的避難等に係る損害を増額し、確定判決では認められていない相当線量地域滞在慰謝料についても認めていることなどからすれば、中間指針第五次追補による改定後の指針に基づいて被告東京電力が裁判外で賠償することとなる精神的損害の賠償額は、類型的に把握することのできない個別の被害事実が明らかになっているような場合を除き、これまでも主張してきたような財産的損害の填補と相俟って、被害者の損害全体を填補するに足る水準にあるものと考えられる。

2 本件訴訟の原告らの損害が個々に判断されるべきであることについて

これに対して、本件訴訟の原告らは、裁判外でのこれまでの既払金では不足するとして本件訴訟を提起したものであり、訴訟である以上は、当該訴訟の原告ら各自が主張する個々の事情に基づいて、各人の損害が判断される必要があることに変わりはない。

原告ら各自の個別事情及びその損害評価の基礎となる事実関係についての被告東京電力の主張は個別準備書面において主張したとおりであるが、原告らの個別事情に基づいて検討しても、原告らの損害は、（財産的損害の填補が別途なされていることをいったん措いて）精神的損害の賠償額を単独で見ても、これを上回る被害を基礎付ける個別の事情が認められない限りは、第4に記載した避難指示等区分ごとの中間指針第五次追補に基づく追加賠償を含めた精神的損害等の賠償水準を超えるものではないと考える。中間指針第五次追補の策定の経過、趣旨、その賠償水準からしても、原告らの個別の被害事情に基づいて

これが増額されることはあり得るとしても、そうではなく、個々の認定を捨象して、避難指示区分等ごとに一律に上記賠償水準を超える精神的損害の認定がなされることは相当ではないと思料する。

なお、被告東京電力は、中間指針第五次追補に基づく追加賠償が必要となる原告らに対して追加賠償を実施することになるが、追加賠償を実施した場合には、弁済の抗弁額を変更する予定である。

以 上